アフターコロナを見据えた経営サポート支援事業 補助金のご案内(最大10万円)

会員事業所のアフターコロナを見据えた「売上確保」や「事業継続」に取り組む 事業について最大10万円を補助(補助率1/2)します。

対象事業 (例)

- ・新商品や新メニューの開発
- ・チラシの作成
- ホームページの作成
- ・インターネットを活用した通信販売
- ・展示会等の出展
- ・牛産性向上の取り組み
- ・店舗の魅力を高める取り組み
- ・三密対策のための取り組み など

1. 対象者

- ・新津商工会議所の会員事業所であること
- ・所得税又は法人税の確定申告を行っていること
- 2. 補助率(補助額)

補助率1/2 (最大10万円まで)

- ※20万円以上の事業の場合、10万円を補助
- ※2万円以上の事業が対象となります。
- ※他の補助金との併用はできません。





3. 対象経費

アフターコロナに向けた売上確保、事業継続にかかる諸経費

※但し、仕入、人件費、租税公課、水道光熱費、接待交際費、地代家賃、旅費、利子割引料等、本事業の目的にそぐわない経費を除きます。

4. 募集期間

令和3年9月1日(水)~令和3年9月30日(木)

5. 申請に必要な書類

経営サポート支援事業補助金申請書及び直近の所得税又は法人税確定申告書1面の写し※申請書等は新津商工会議所の窓口又はホームページより入手して下さい

※申請書等は新津商工会議所の窓口又はホームページより入手して下さい。



http://niitsu.or.jp/

- 6. 採択時期、事業期間、補助金の支払い
 - ·採 択 令和3年10月末頃
 - ・事業期間 令和3年9月1日(水)~令和4年1月31日(月)
 - ・支 払 い 経営サポート支援事業実績報告書(証憑類添付)提出により随時

7. 募集件数

50~75事業所(審査会により決定)※予算に達し次第締切

※申請書提出前の事前相談をお勧めします。当所経営指導員へお尋ね下さい。

【問い合わせ先】

新津商工会議所/中小企業相談所(TEL:0250-22-0121 FAX:0250-25-2332) 〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町3丁目1番7号(Email:n-cci@fsinet.or.jp)